

行方市告示第57号

行方市有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱(令和4年行方市告示第29号)の一部を次のように改正する。

令和8年4月8日

行方市長 高 須 敏 美

別表中「

電気柵等設置事業	(1) 電気柵設備(本体1台及び柵線等資材)の新規購入費	ア 対象経費の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、3万円を上限とする。 イ 個人で事業を実施する場合は、対象経費からアによる補助額を引いた額(3万円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算する。ただし、市内のほ場に設置した場合に限る。
	(2) ネット柵設備の新規購入費	ア 対象経費の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1万円を上限とする。 イ 個人で事業を実施する場合は、対象経費からアによる補助額を引いた額(1万円を上限とし、1,000円未満の端数

	<p>があるときは、これを切り捨てた額)を加算する。ただし、市内のほ場に設置した場合に限る。</p>
--	----------------------------------------------------

」を「

電気柵等設置事業	(1) 電気柵設備(本体1台及び柵線等資材)の新規購入費	<p>ア 対象経費の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、3万円を上限とする。</p> <p>イ 個人で事業を実施する場合は、対象経費からアによる補助額を引いた額(3万円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算する。ただし、市内のほ場に設置した場合に限る。</p>
	(2) ネット柵設備の新規購入費	<p>ア 対象経費の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、2万円を上限とする。</p> <p>イ 個人で事業を実施する場合は、対象経費からアによる補助額を引いた額(2万円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算す</p>



る。ただし、市内のほ場に設置した場合に限る。

」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

行方市有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書(電気柵等設置補助)

行方市有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により,下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請金額 円  
(内訳) 基本額 円  
個人加算額 円

2 設備名

3 設置場所

所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )	品目

4 添付書類

- (1) 対象経費に係る領収書の写し  
(2) 設置場所がわかる位置図  
(3) 設置状況写真(本体・全景)  
(4) その他市長が必要と認める書類

5 同意事項

交付申請の審査に当たって,申請者の市税等の納付状況について市が調査することに同意します。

様式第3号及び様式第5号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。